

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷六十三第

行發日一月六年八和昭

論叢

唯物史觀の第三史觀への接近 . . . 文學博士高田保馬

我國の國民所得 . . . 經濟學博士沙見三郎

爲替心理說評價 . . . 文學博士米田庄太郎

時論

異常所得の課税 . . . 法學博士神戸正雄

研究

フランスにおける爲替動搖と安定策 . . . 經濟學博士吉彦

わが國に於ける百貨店出張販賣の發展 . . . 經濟學士堀新一

說苑

ダム・スミスに於ける經濟史觀 . . . 經濟學士白杉庄一郎

英國に於ける預金の流通速度 . . . 經濟學士大野榮一郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

本誌第三十六卷總目錄

(禁轉載)

我國の國民所得

汐 見 三 郎

第一 國富と國民所得

内閣統計局は最近に至り、昭和五年度の我國の國富を一千百一億八千八百萬四千圓と推計し、更に國富額を世帯及び人口數に割りあて、一世帯當り八千六百七十二圓、人口一人當り一千七百十圓と發表してゐる。國富統計は、一國の富の現在高を示す靜態統計であるが、一國の富の活動力を見るが爲めには、一定期間を限り富が如何に増加するかにつき動態統計を調べる必要がある。國民所得統計が即ち之である。一國の富に關する靜態統計と動態統計とが相結んで茲に一國の富の真相を明らかにする事が出来るのである。昭和七年十月に中央統計委員會が「國富調査は國民所得の調査と相俟つに非ざれば國力の現狀を審にするを得ず、故に目下調査中の國富調査に關聯し、國民所得調査をなす事は最も緊要なりと認む。仍つて政府は國富調査に引續き國民所得調査をも實行せられん事を希望す」の附帶決議を示し、昭和八年度に國民所得の調査を行ふ事となつたのは適當なる處置である。

國民所得の調査なるものは、我國に於て決して今度始めて行はれるものではない。現に金融事

項參考書¹⁾を見て、森數樹氏の研究²⁾によるも、内閣統計局調査の國民所得として明治二十年より次の如き數字が掲げられてゐる。

第一表 一八八七年乃至一九二五年の國民所得總額

年 代	國民所得總額	指 數
1887	233,522	100.00
1888	234,860	100.59
1889	229,105	98.13
1890	235,529	100.85
1891	238,339	102.09
1892	242,354	103.82
1893	265,238	113.60
1894	283,924	123.75
1895	312,477	133.80
1896	369,754	158.37
1897	429,037	183.72
1898	489,392	209.60
1899	592,971	253.93
1900	735,626	315.06
1901	846,030	362.34
1902	947,602	405.84
1903	1,065,902	456.48
1904	1,148,203	491.72
1905	1,233,047	528.09
1906	1,377,576	590.00
1907	1,532,276	656.23
1908	1,882,759	806.36
1909	2,026,887	868.04
1910	2,050,841	878.35
1911	2,080,282	890.91
1912	2,246,758	962.22
1913	2,334,948	1,000.00
1914	2,442,542	1,046.06
1915	2,342,040	1,003.05
1916	2,363,586	1,012.28
1917	2,874,791	1,231.21
1918	4,093,117	1,753.00
1919	5,911,775	2,531.86
1920	7,953,784	3,406.43
1921	10,688,328	4,577.56
1922	13,391,022	5,735.07
1923	13,255,057	5,676.82
1924	12,882,761	5,517.39
1925	13,382,323	5,731.32

然し此等數字が果して如何なる程度まで正確なりやの問題については明瞭に答へ得ないのである。故に昭和八年度に我國國民所得を根本的に調査する事が出来れば、過去に行はれたる此等の數字を遡り検討し、以て我國の國民所得の統計の缺陷を補ひ得るのである。

南滿洲鐵道株式會社の經濟調査會は、³⁾昭和五年に於ける滿洲國國富を總額四十五億圓、人口一人當り百五十三圓と計算し、昭和五年滿洲國國民所得を總額九億三千萬圓人口一人當り三十二圓

1) 大藏省理財局：昭和七年度金融事項參考書 221頁
 2) K. Mori; The Estimate of the National Wealth and Income of Japan Proper. p. 27—28.
 3) 昭和五年滿洲國國民所得並に國富計算書

と算定してゐる。昭和五年の國富を見るに、滿洲國は我國の約四十一パーセントに當るのであるが、國民所得の方は我國の數字が明らかとなつてゐないから、兩國の比率を見る事が出來ない。従つて昭和五年の我國の國民所得につき確實なる數字を得る事が出來れば滿洲國と我國との國力を比較する上に於ても有益なる示唆を與へるものである。

第二 國民所得の算定方法

人口靜態統計とは異り、國富及び國民所得の統計を正確に調査する事は非常に困難なる事業であつて、無反省なる推計は幾多の誤解を招く虞がある。従て私の立場としては調査せられたる結果それ自體よりも、寧ろ其の調査方法に關し、嚴密なる吟味を加へ以て之が利用の方向を誤まらない様にする必要がある。又調査の結果についても國民所得の總額の絶對數よりもその内容の構成分子を分析する事の方が大なる意義を有してゐるのである。國民所得統計の推計を行ふに當り調査客體たる國民所得の内容 (Was) 調査期間 (Wann) 調査場所 (Wo) 調査主體 (Wer) 算出方法 (Wie) の五つに分ち研究を進める。

一 第一に調査客體として國民所得の意義を明らかにする必要がある。所得の概念そのものについては種々の學説が行はれ、一定してゐない⁴⁾。所得の意義の最も明確に定められてゐるべき筈の所得税法に於いて頗る曖昧である。例へば我國の所得税法に於て、第一種所得と第三種所得とに

4) 拙著：國民所得の分配

於て其の意義を異にし、第三種所得と戸數割の所得とは更にその内容を異にしてゐる。⁵⁾ 經濟流通の順序から云へば財産又は勤勞を基礎として生産が行はれるのが第一階段であつて、其の生産物が所得として經濟主體の自由支配に入るのが第二階段であつて、經濟主體がその生産物を消費するか、或は新たな生産に向けるかが第三階段である。所得として通常取扱はれるものはこの第三階段を指すのである。かくして所得は經濟主體と密接なる關係を有する主觀的觀念であり、且つあらゆる生産物を網羅したる綜合的觀念である。茲に國民所得と云ふ以上は單に私人所得のみならず、官公所得も考慮せねばならぬ。從て國民所得を算定するに當つては、各經濟主體の所得を洩れなく調査すると共に、同一所得を重複して算定してはならないのである。

國民所得の總額のみを計算する時には其れ程には重大なる問題ではないが、國民所得の構成分子又は地理的分布又は期間を計算する時に考慮すべきは如何なる經濟主體と國民所得とを關聯せしむべきやの點である。之を私人所得のみに限つて研究するも、株式會社所得と株主所得との間に於て複雑なる關係を生ずるのである。私人所得の意義を自然人所得のみに限定するとせば、株式會社所得なるものは單に擬制的のものであつて株主所得を表徴するものとしてののみ意義を有するものである。從つて株式會社の留保所得を調査するのは、それ自體が目的でなくして株主の所得を間接的に推測する資料として役立つ事となる。然るに自然人所得と法人所得との兩者を認めるとせば、株式會社より株主へ配當せられたる所得なるものは法人の營業所得として計算すべき

5) 拙著：國民所得の分配

や株主の資本所得と考ふべきものなりやの疑問を生じ、その解釋如何により國民所得の構成分子に變動を生ずるのである。更に地理的分布の場合に於ても配當所得を株式會社の本店の所在地に關係せしむべきや又は株主の住所地に歸屬せしむべきやの問題が生れるのである。第三は調査期間の問題であつて、例へば昭和七年度の國民所得と云ふ場合に、所得を配當せし法人の營業報告に基き之を定むべきか、又は配當を受けたる株主の家計の計算に基き之を明かにすべきかの問題を決定する必要がある。

これは私人所得のみの問題であるが官公所得と私人所得との相互間の重複勘定を却ける爲めには種々の考慮を必要とする。國家公共團體は財界より租税を徵收すると共に財界に貨幣又は施設の形に於て所得を與へてゐる。この私人所得と官公所得との複雑なる關係を如何に考へるかの問題が発生するのである。

二 第二は調査期間の問題である。國富統計は人口靜態統計の如く、靜態統計に屬し、如何なる瞬間を捕ふべきかが問題である。これに反し、國民所得統計は出生死亡の統計の如く、動態統計に屬し、從て如何なる長さの期間を選ぶべきかを問題とするのである。かくして一ヶ月の國民所得も、一ヶ年の國民所得も十ヶ年の國民所得も考へられるのである。然し統計資料が通常一ヶ年を計算單位とし、更に一國の生産が春夏秋冬を通じて始めて一段落を告げる關係よりして、調査期間としては一ヶ年を選ぶ事となつてゐる。然しその一ヶ年を一月一日より始むるか、四月一

日より始むるか、七月一日より始むるかの問題に至つては曆年と會計年度と營業年度とを合せ考慮して之を定むべきである。尙、所得税統計に基き私人所得を計算する方法を採用する時には、豫算主義のものと實蹟主義のものにより調査期間の意義を異にする事がある。此等の期間の歪みより生ずる特殊事情は通常の場合は、ズラされて行くものであつて之を無視しても大した不都合を生じない。然し經濟界の變動の烈しい時には慎重に考慮せねばならぬ。

かくの如く或る特定年度の國民所得を算定する事は、やゝもすれば其の年度の特殊事情に左右せられ、真相を誤り傳へる虞がある。故に此の弊害を除くために或る特定年度を中心として、前後數年間の平均數字を算定する事も考へられる。

三 次には *M. O.* の問題として國民所得の調査範圍を地理的に限定する必要がある。通常は本國について調査を行ひ、植民地の國民所得は之を計算せざるか、又は計算するとしても別個に之を扱ふ事となつてゐる。これ統計の均質性を維持せんとする自然の要求に出たものであつて、恰も人口靜態統計が本國中心に行はれるのと同じの理由に出でゐる。然し茲に注意すべきは本國と本國の國民所得との關係を如何に定むべきやの點である。屬人主義に従ひ、本國人が受くる所得は凡て國民所得に加へ、逆に外國人が受くる所得は凡て之を國民所得より除く事が出来る。又屬地主義に従ひ、本國に源泉を有する所得は其の受取る人の如何を問はず、凡て之を國民所得に加へ、本國以外に源泉を有する所得はその受取る人が本國にあると否とを問はず、凡て國民所得より之

を除く事も出来る。屬人主義と屬地主義との問題は單に本國の國民所得と外國の國民所得とを區別する標準となるのみならず、本國の國民所得を地方別に分類する場合にも實益を有してゐる。例へば晝間東京市にて働き、所得を受けてゐる人が、夜間鎌倉の住宅に歸り、所得税を鎌倉にて納税せる場合に、其の人の所得は果して東京府にありや、又は神奈川縣にありやが問題となる。又大都市に本店を有する電力會社が寒村に水力設備を有し、収益を擧ぐる場合に、その所得の生ずる場所は本店所在地たる大都市とすべきや、所得の源泉をなす寒村とすべきやが問題となる。

四 第四は *Wer* の問題である。國民所得を推計するに如何なる機關が調査するのが最も適當してゐるかの問題である。國民所得統計は國富統計と同じく、從來は各國共に學者の手に依つて一つの試みとして算定せられてゐたのである。蓋し國富又は國民所得は人口とは異り、其の調査方法が正確なるものでなく、從て官廳統計として之を發表するに適しなかつたからである。例へば英國の國民所得をスタンプ (Stamp) が調査し、獨逸の國民所得をヘルフェリッヒ (Helferich) が推計せし如き其の適例である。然るに最近に至り、國富統計及び國民所得統計が官廳統計として發表せられ始めたのである。現に昨年の如き獨逸の統計局は、「世界大戰前後の獨逸の國民所得」(Das deutsche Volkseinkommen vor und nach dem Kriege⁶⁾) を發表してゐる。我が内閣統計局は已に數回、我國の國富統計を公にしたのであるが、最近に至り昭和五年末の我國の國富を算定し、更に我國の國民所得を推計せんと試みてゐるのである。

6) Einzelschriften zur Statistik des Deutschen Reichs Nr. 24.

五 國民所得の算定 (Wie) は國富と同じく人的方法と物的方法とに分れてゐるのである。

物的方法は土方博士が昨年来經濟學論集に於て試み、又南滿洲鐵道株式會社が滿洲國に於て試みてゐる様に、所得を受くる人よりも寧ろ、所得を生ずる源泉となるべき事物につき研究を進めるのである。土方博士の方法は國民所得の構成を景氣變動との關係に於て見てゐられるから、暫く之をおき、南滿洲鐵道株式會社の方法を一例として第二表に掲げておく。

第二表 滿洲國の國民所得 (單位現大洋百萬元)

國民所得總額		一、五五〇
A	生産所得	八五五
	一 原始産業所得(農業所得、狩獵所得、林業所得、水産所得、鑛業所得)	八三七
	二 工業所得(普通工業所得、特殊工業所得)	一八
B	交通所得	六三
	一 運輸所得(鐵道運輸所得、船舶運輸所得、車馬運輸所得)	六二
	二 通信所得	一
D	取引所得	一〇八
	一 貿易所得(輸出)	六
	二 内國商業所得(第一次内國商業所得、第二次内國商業所得)	一〇二
G	貸貸所得 (小作料所得)	二六九
H	勞務所得	二〇二
	一 勤勞所得(官吏俸給所得、使用人給與所得)	七三
	二 勞働所得(農業勞働者賃銀所得、鑛山勞働者賃銀所得、工業勞働者賃銀所得)	一二九

省略部分 (果樹所得、瓦斯事業所得、水道事業所得、埠頭營業所得、電信事業所得、電話事業所得、保管所得、特殊取引機關所得、金融所得、保險所得、貸家所得、貸宅地所得、農工鑛業以外の勞働者賃銀所得、雜業所得) 五三

物的方法は財産よりの収益を適確に洩れなく捕捉し重複計算の誤を齎さない點に非常な長所を

7) 我國民所得の構成と景氣變動(經濟學論集第二卷第十一號第三卷第二號)

有してゐるのである。然し所得なるものは財産のみより生ずるものでなく勞働よりも生じパテン
トよりも生ずるものである。更に進歩したる經濟社會に於ける所得なるものは切り離した部分財
産の集合でなく、財産とか勤勞とか各種の生産要素が經濟主體に統一せられ其れより生じた綜合
態である。茲に所得の生ずる源泉につき觀察する物的方法の外に、所得を受くる經濟主體につき
研究する人的方法が発生するのである。特に所得總額が各個人の間如何に分配せられてゐるか
を研究するが如き場合に於ては、無條件に人的方法が必要である。然し人的方法により國民所得
を算定するのであれば、その前提として相當進歩したる所得税が存在してゐなければならぬ。
従つて滿洲國の如き生産關係が比較的單純であつて且つ稅制の發達してゐない國に於ては、物
的方法が唯一の方法であり且つ最も有力なる方法である。然し所得税が發達し經濟組織の複雑な
る國に於ては、原則として人的方法を重視せねばならないのである。

茲に人的方法と物的方法を分つたのは決して絕對的のものでない。人的方法を採用する事は
決して物的方法を全然排除すべしと云ふ意味ではない。又人的方法を無視したる物的方法なるも
のは決して進歩したる經濟社會に於て用ひらるべきものでない。要は人的方法と物的方法を特
定の國家に如何様に調和し適用すべきやに存してゐる。

第三 我國に於ける國民所得の總額

我國の國民所得を算定したるものとしては、最近の調査としては内閣統計局の大正十五年に於ける國民所得の人的方法に依る調査と、土方博士の發表にかゝる物的方法との二つを擧げる事が出来る。土方博士の方法は随分勞力のかゝつた計算であるが本論文の目的上より之に觸れず、専ら内閣統計局の方法を中心として研究を進める。

一 内閣統計局の國民所得の調査の結果は官報に極めて簡単に紹介せられ、更に中川友長氏が別の視角から之を研究せられたのであるが、⁸⁾詳細の點は森數樹氏が第十九回國際統計會議に公にせられた報告によらねばならない。同報告の第六表に次の統計表が掲載せられてゐるのである。第三表即ち之である。我國の國民所得を官公所得と私人所得に大別してゐる。官公所得四億二千五百萬圓は更に分れて官業及び官有財産收入三億五千五百萬圓と公共團體收入七千萬圓とよりなつてゐる。私人所得百二十九億五千六百萬圓は分れて課税所得五十一億四百萬圓と非課税所得七十八億五千二百萬圓とよりなつてゐる。かくして合計百三十三億八千二百萬圓なる數字を大正十五年に於ける我國の國民所得として得たのである。

第三表 大正十五年に於ける國民所得内譯 (百万圓)

官 公 所 得		私 人 所 得	
官業及官有財産收入	三、五、〇四	課 税 所 得	五、一〇、三三
森 林 收 入	四、七二	法人留保所得	三〇、五〇
		公債社債等の利子	五、五、三二

我國の國民所得

第三十六卷 九二五 第六號 二九

8) 賃金と所得の一研究 (經濟研究第五卷第三號)

我國の國民所得

第三十六卷 九二六 第六號 三〇

<p>官有物貸下料…………… 八六</p> <p>海軍工廠益金…………… 一、九九八</p> <p>製鐵所益金…………… 一、三五八</p> <p>鐵道益金…………… 一四三、三五九</p> <p>專賣局益金…………… 一五三、〇九元</p> <p>印刷局收入…………… 一、九二二</p> <p>銀行會社等の配當收入…………… 九、六七二</p> <p>公共團體收入…………… 七〇、三七一</p> <p>電氣事業收入…………… 五二、三三八</p> <p>瓦斯事業收入…………… 二、三三三</p> <p>産業組合收入…………… 一八、〇三二</p> <p>産業組合中央金庫收入…………… 七七六</p>	<p>第三種所得…………… 三、四五五、一〇八</p> <p>其の他…………… 七三、一六七</p> <p>非課税所得…………… 七、八五二、七七</p> <p>免税點以下の者の所得…………… 六、九六〇、一九四</p> <p>農業所得…………… 一、六五八、五四〇</p> <p>水産業所得…………… 三三三、〇七六</p> <p>鑛業所得…………… 三三四、六四八</p> <p>工業所得…………… 一、八五二、三九〇</p> <p>商業所得…………… 一、三〇一、四七八</p> <p>交通業所得…………… 四八三、〇二六</p> <p>公務自由業所得…………… 五七一、九九四</p> <p>家事使用人所得…………… 八、〇〇〇</p> <p>世帯内にある家事使用人の所得…………… 一九九、七三八</p> <p>其他の職業よりの所得…………… 三三、四四六</p> <p>副業のみを有する者の所得…………… 一九、八〇〇</p> <p>配當所得…………… 一九〇、三四九</p> <p>其他の非課税所得…………… 八九二、五三三</p> <p>郵便貯金國債等の利子…………… 一九、三三七</p> <p>非課税の恩給年金…………… 六六、五四六</p> <p>非課税所得…………… 二、五四一</p> <p>海外在留本邦人送金…………… 一五、四五三</p> <p>其他の所得…………… 六七八、六六六</p>
<p>官公所得…………… 四五、六五五</p>	<p>私人所得…………… 二、九五六、九三八</p>
<p>國民所得…………… 一三、三八二、三三三</p>	

第三表により、注目すべき事は第一に私人所得が國民所得總額の九割以上を占めてゐる事である。第二に私人所得の中に於て非課税所得が約六割を占めてゐる事である。かくて問題の重心は官公所得よりも私人所得に存し、更に私人所得の中に於て課税所得同様に非課税所得を重視せねばならぬ事を知るのである。以下第三表を基礎として詳細なる分析を試みて見る。

二 茲に我國の國民所得と云ふのは、我國内地に於て國家公共團體及び私人が大正十五年間に獲得したる所得を人的方法により内閣統計局の手で調査したものである。即ち *Wor* から云へば内閣統計局の官廳統計であり、*Wann* から云へば大正十五年の曆年であり、*Wo* から云へば日本内地であり、*Wine* から云へば人的方法によつてゐる。大正十五年の我國の國民所得の數字を吟味するに當り、特に此等の諸點につき考慮を拂ふ事とする。

第一に注意すべき事は、第三表の材料が直接間接に所得税統計と密接なる關係を有してゐる事である。これ本調査を人的方法と呼ぶ所以である。然しながら、所得税の材料にて之を明らかになし得ざる部分については各種の産業部門を分析してその収益より所得を推察し、一種の物的方法を採用してゐるのである。即ち本調査は原則として人的方法を採用し、それを補完する目的よりして物的方法を採用してゐると云ふ事が出来る。

次に本調査は内閣統計局の官廳統計である。然し乍ら其の數字の凡てが内閣統計局のみの責任に於てなされたものではない。現に官公所得は國家地方團體その他の歲計の數字を基礎としたも

のであつて、問題は歲計の數字の分析が果して妥當に行はれてゐるか否かに存してゐる。私人所得の内部についても、課税所得の全部及び非課税所得の一部分は租税統計の材料より之を得たのであつて、内閣統計局の苦心になる處は非課税所得の中の免稅點以下の所得の推定である。更に官公所得と私人所得と兩者の合計についても相當考慮すべき問題が残されてゐる。即ち大正十五年に於ける國民所得は官廳統計であるが、内閣統計局の特に努力した點は免稅點以下のものゝ所得の算定である。

調査客體、調査場所、調査期間の問題は内閣統計局が官公所得、私人所得の資料を求めたる原材料により制約せられてゐるのである。調査期間について云へば、大體に於て官公所得は會計年度、法人所得は營業年度、其他の所得については曆年を採用してゐる。又調査場所を日本内地と限つてゐるが必ずしも屬人主義でなく、又屬地主義でもなく、兩者が便宜的に交錯してゐる。調査客體たる所得の意義についても、官公所得と私人所得とは同一でなく、私人所得の内部にあつても法人所得と個人所得との間に異つた考へ方が行はれてゐるのである。

かくの如く第三表に示されたる大正十五年に於ける國民所得なるものは解決すべき幾多の疑問を其の中に含んでゐるが、從來發表せられたる我國の國民所得としては最も優つてゐるものゝ一つたるを失はないのである。

三 前述の如く我國所得の重心は私人所得に存し、而して私人所得の約六割が非課税所得に

屬し、非課税所得の約九割が免税點以下の者の所得である。かくして免税點以下の所得なるものは、我國の國民所得の半ば以上を占めてゐるのである。「官公所得」及び「免税點以下の者の所得の外の私人所得」については一應據るべき資料が存してゐるのである、問題は既存の資料を如何に修正するか存してゐる。然るに免税點以下の所得については據るべき確實なる資料が缺如し、而もその部分が實に國民所得の過半を占めてゐると云ふ有様である。從て國民所得の算定の重心は免税點以下の所得を如何に算定するかにかゝつてゐる。中川友長氏は賃金統計と職業統計とを基礎として、免税點以下の者の所得を推定し、内閣統計局も同様の物的方法を用ひたのである。私 は人的方法により専ら戸數割を基礎として免税點以下の者の所得を推定せんとするのである。

景氣の變動及び免税點の變更の關係よりして、第三種所得税の納税戸數が全國の戸數に占めてゐる割合は常に變動してゐるのであるが、昭和五年度の數字について見るに第四表の如き結果を得るのである。而して我國に於ては六大都市と六大都市以外とが大いに事情を異にしてゐるから兩者を分離して研究を進める必要がある。

第四表 第四種所得税納税戸數に占むる割合
第三種所得税納税戸數に占むる割合
第三種所得税納税戸數に占むる割合
第一種所得税納税戸數に占むる割合
第二種所得税納税戸數に占むる割合
合計

種別	戸數		第三種所得税納税戸數	
	總數	第三種所得税納税戸數	總數	第三種所得税納税戸數
六大都市	一、八三三、三七三	一八七、〇八四	一、八三三、三七三	一〇・二%
六大都市以外	二一、〇八三、五三三	四九〇、七六六	二一、〇八三、五三三	四・四%
計	二二、九一七、九〇六	六七七、八五〇	二二、九一七、九〇六	五・四%

9) 賃金と所得の一研究(經濟研究第五卷第三號)
 10) 大正十四年に於ける國民所得
 11) 昭和五年度主税局第五十七回統計年報書、東京稅務監督局統計書
 大阪稅務監督局統計書、名古屋稅務監督局統計書

第四表を見るに、六大都市では百軒の中で十一軒までが第三種所得税を納めてゐるのに、百軒の中で五軒のみが第三種所得税を納めてゐるに過ぎないと云ふのが六大都市以外の我國の實狀である。我が國民の世帯の九割を除外し——六大都市以外に於いては全世帯の九割五分を除外してゐる——其の殘餘につきてのみ國民所得を算定した所で、我が國民生活の真相を明かにし得ない。茲に私は第三種所得税の免税點以下の者の所得を知る爲めに戸數割の力を借らんとするのである。

各市町村に於て一戸を構へる者又は一戸を構へざるも獨立の生計を營む者に對し、各市町村は戸數割を課する事が出来る。而して戸數割の課税標準は主として所得であり、その所得の計算方法は所得税法のそれよりも遙かに優つてゐるのである。然し是に對しては二つの障害がある。

第一の障害は、三十六市と百八十八町村に於て戸數割が行はれず、其の代りに家屋税附加税、所得税附加税、所得税等の戸數割の代税が採用せられてゐる事である。特に我が國の都市百九の中で六大都市を始め有力なる都市が戸數割を採用してゐない事は、戸數割による國民所得の調査の價値を減ぜざるを得ないのである。

第二の障害は、戸數割の實施が立法者の豫期通り好都合に運んでゐない事である。蓋し市町村當局が戸數割の課税標準たる所得を計算するに當り、税務署が所得税の課税標準たる所得を調査する程に徹底的に行動し得ないからである。其の税務署が國税所得税の所得を調査するのに相當

行詰つてゐるのに、所得税の所得よりも尙一層調査の困難なる戸數割の所得をば市町村が完全に調査し得ないのは勿論である。

四 毛里英於菟氏は幾多の障害を排し、戸數割に基き熊本市民の所得を調査せられたのである。其の結果を見るに、熊本市民の中で、昭和六年度に戸數割を納めてゐる世帯は、三萬千九百六十九世帯に上り、總世帯三萬二千三百八十三世帯の殆んど全部を占めてゐるのである。之に反し第三種所得税を収めてゐる戸數は三千七百十五であつて總世帯の約一割二分にしか當らないのである。國民所得を調査するに當り第三種所得税以外に戸數割を調査する必要ある事は此等の數字によつても明かであらう。

試みに熊本市民の總所得が如何に分配せられてゐるかを戸數割を通じて調査し、第五表を得たのである。

第五表 熊本市民の總所得分配状況表 (昭和五年中)¹²⁾

所得階段	當該所得人員	所得階段	當該所得人員	所得階段	當該所得人員	所得階段	當該所得人員
〇圓	三、四六三	一、〇〇〇圓以上	一〇八	四、〇〇〇圓以上	三三	六、〇〇〇圓以上	三三
一圓以上	四、七三三	〃	五九	〃	三三	〃	六、五〇〇
〃	五、七九五	〃	五九	〃	三七	〃	七、〇〇〇
〃	四、三三四	〃	五	〃	二七	〃	七、〇〇〇
〃	三、三三四	〃	七〇	〃	三五	〃	七、五〇〇
〃	三、一三四	〃	七〇	〃	三五	〃	八、〇〇〇
〃	一、八七五	〃	五九	〃	二二	〃	八、〇〇〇

12) 拙著：國民所得の分配207頁

得金額の中位數を占めてゐるのは千五百五十圓の所得階段となつてゐるのである。千五百五十圓の所得階段が熊本全市民の所得金額の中位數を占めてゐるとせば、第三種所得税の免稅點——免稅點は千二百圓であるが、勤勞所得控除と扶養家族控除と生命保險料控除とを考慮すると、免稅點は千五百圓前後となる——を超過する所得は全所得の半額となる。又現實の數字に就いて見るに第三種所得税の課稅標準たる第三種所得は千二百十萬圓であつて、戶數割の課稅標準たる所得千八百八十五萬圓に之を比較すると約六割に當る。即ち「第三種所得」と「第三種所得の免稅點以下の所得」とが同額に近き事を熊本市に於て發見するのである。

熊本市に於て毛里氏が戶數割を中心として研究したる結果は種々あるが、第三種所得税の免稅點を中心として考へると次の二點が最も重要である。

第一に熊本全市民の世帯三萬千九百六十九の中で第三種所得税の免稅點以下の者の世帯が約一割を占めてゐる。

第二に熊本全市民の所得金額千八百八十五萬八千四百三十一圓の中で第三種所得税の免稅點以下の所得は約五割を占めてゐる。

以上は熊本市に於ける結論であるが、戶數割を採用してゐる主なる市町村につきては同様の方法により此間の消息を明かにする事が出来るのである。免稅點以下の所得が我が國民所得の半額以上を占めてゐるとせば、此の部分の所得につき行き届いた調査を行ふ必要がある。而して戶數

割による調査方法は其の有力なる方法の一である。

第四 國民所得の内容

國民所得の調査の結果も重要であるが、如何なる調査方法を採用して其の結果を齎したかが問題である。又調査の結果としても總額百三十三億圓、一世帶當り千百二十四圓と云ふ様な概括的の數字よりも、寧ろ内容的説明を得たいものである。例へば土方博士の試みられし如き源泉別所得の變遷、勞銀對利潤子所得と景氣變動、貯蓄乃至投資所得對消費所得、景氣變動と業別所得の研究、更に國民所得の分配の研究の如き其の適例である。

獨逸統計局の發表せし國民所得の調査は總額數字の算定に苦心すると共に内容的研究に可なり努力したものである。即ち總國民所得の變遷を明かにすると共に(第一節)、源泉別所得を探究し(第二節)、所得の階段別分配と地方的分布を研究し(第三節)、次に國民所得が官公私經濟の中を如何なる經路を辿つて動いてゐるかの問題(第四節)、最後に國民所得と世界經濟との關係の問題にも論及してゐるのである。

國民所得の内容的研究を行ふ事は其の國の統計が如何なる程度まで發達してゐるかに依存してゐる。然し逆に如何なる程度まで内容的研究を行ふかと云ふ事が國民所得の調査方法を支配する事も有り得るのである。これ我が國民所得の問題に關連して、總額の研究と共に内容の分析の必要なる事を高調する所以である。